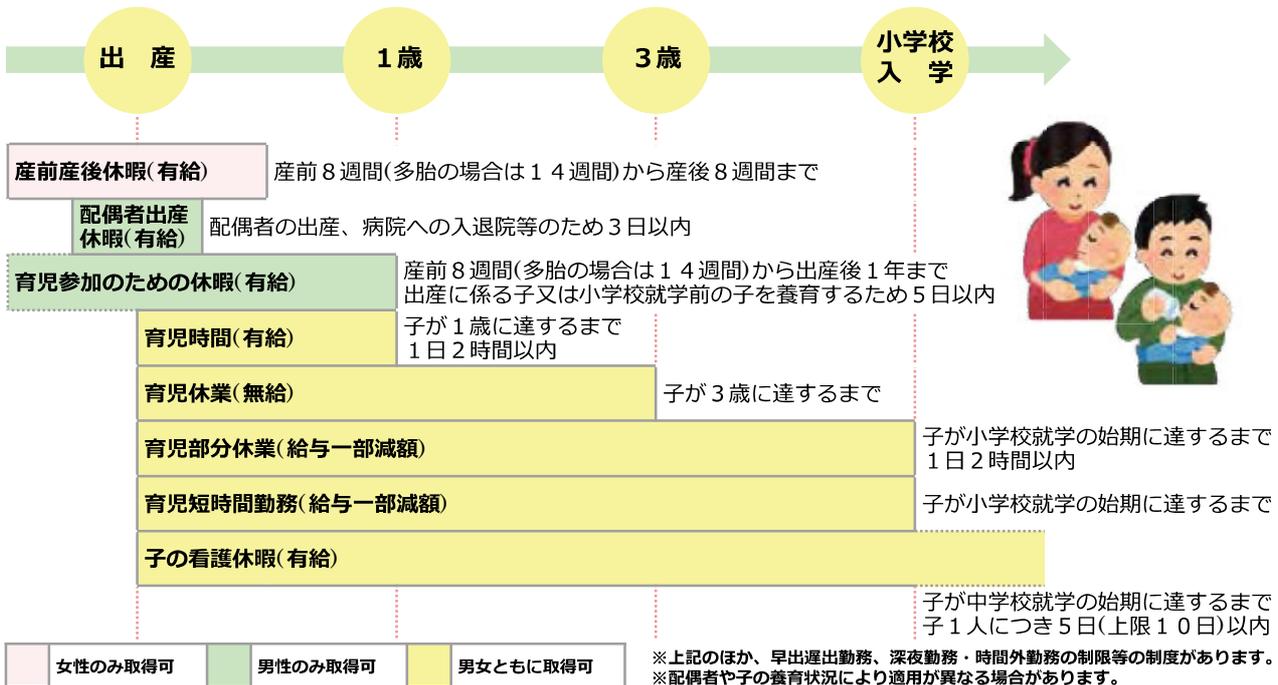


～子育て支援制度の紹介～



Point 安心して育児休業を取得するための取組

①職員自身や職員の配偶者の妊娠が分かった時、②育児休業前、③育児休業中、④職場復帰後の計4回、「産休・育休連絡票」というツールを活用して所属の上司と面談する機会を設けています。面談を通じて育児休業等制度の取得希望の把握や、休業中の業務の引き継ぎ、職場復帰後の業務量の調整等を行い、仕事と子育ての両立を後押しします。



～子育て支援制度利用者の声～

※掲載者の所属(名)、職名は令和5年度時点のものです。

配偶者の出産休暇、育児休業を利用しました

私は第二子が産まれて1か月を過ぎた頃から2か月半の育児休業を取得しました。育児休業は、妻と相談し取得することを決め、上司に報告したところ、快く承諾をいただきました。また、赤ちゃんが予定より早く産まれたため、育児休業も当初の予定より長めにいただくことになりましたが、その際も上司に快諾いただきました。

育児休業中は、日々成長していく子どもの変化に気づくことができ、妻と子どもの成長を共有することができました。第二子ということで、子育ての仕方や成長過程について多少理解していたつもりでしたが、やはり子どもによって大きさや育つ速さも違うため、その子に応じた子育てが大切だと実感しました。上の子どもが産まれたことが嬉しかったようで、子育て中も興味津々で一緒に成長を見守ってくれていることを嬉しく思います。家族みんなで過ごす時間が増え、子どもの成長を感じることができ、とても良い機会になりました。

育児休業後は、職場の方のサポートがあり、スムーズに職場に復帰できました。帰宅後の家族と過ごす時間が楽しく、毎日の励みとなっています。



収納推進課

石岩 直樹 主事

(平成30年度採用)